

富士見町水道料金及び下水道使用料 のあり方について

令和5年8月2日

令和5年度 第2回富士見町上下水道審議会資料

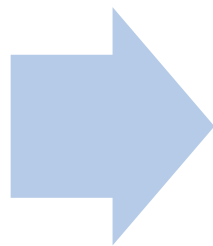
目次

1	前回のまとめ	P3
2	水道の料金水準の算定	P9
3	下水道の使用料水準の算定	P18
4	水道料金の体系見直しについて	P24
5	まとめ	P30

1. 前回のまとめ

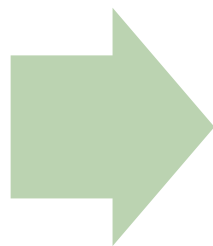
①水道料金と下水道使用料の見直しの考え方

水道事業は
令和7年度以降
資金不足



水道料金の
見直しを検討

下水道事業は
令和7年度以降
一時的な資金不足



水道料金の見直しに併せ
下水道使用料の
使用料体系を検討

②水道料金と下水道使用料の見直しの考え方(1)

現状に見合った公平な料金体系

基本水量制

10m³までの使用に対し、水量に応じた費用負担の検討
→基本水量制の検討

用途別料金体系

メーター器の口径に応じた口径別料金体系の検討

逡増性

使用量の多い一部の使用者が極端な負担増とならないよう逡増度の検討

休止制度

多くの自治体で導入されている休止制度の検討

下水道使用料は、水道料金の体系に合わせた基本水量制や休止制度について検討します。

②水道料金と下水道使用料の見直しの考え方(2)

地区	用途	基本料金	超過料金		
一般	家事用 営業用①	0~10m ³ ⊕1,320円 ⊖1,980円	11~20m ³	⊕154.0円	⊖209.0円
			21m ³ ~	⊕176.0円	⊖214.5円
			31m ³ ~		⊖225.5円
			51m ³ ~		⊖231.0円
			101m ³ ~		⊖242.0円
保健休養地	一般用 営業用①	0~10m ³ ⊕1,925円	11m ³ ~	⊕209.0円	

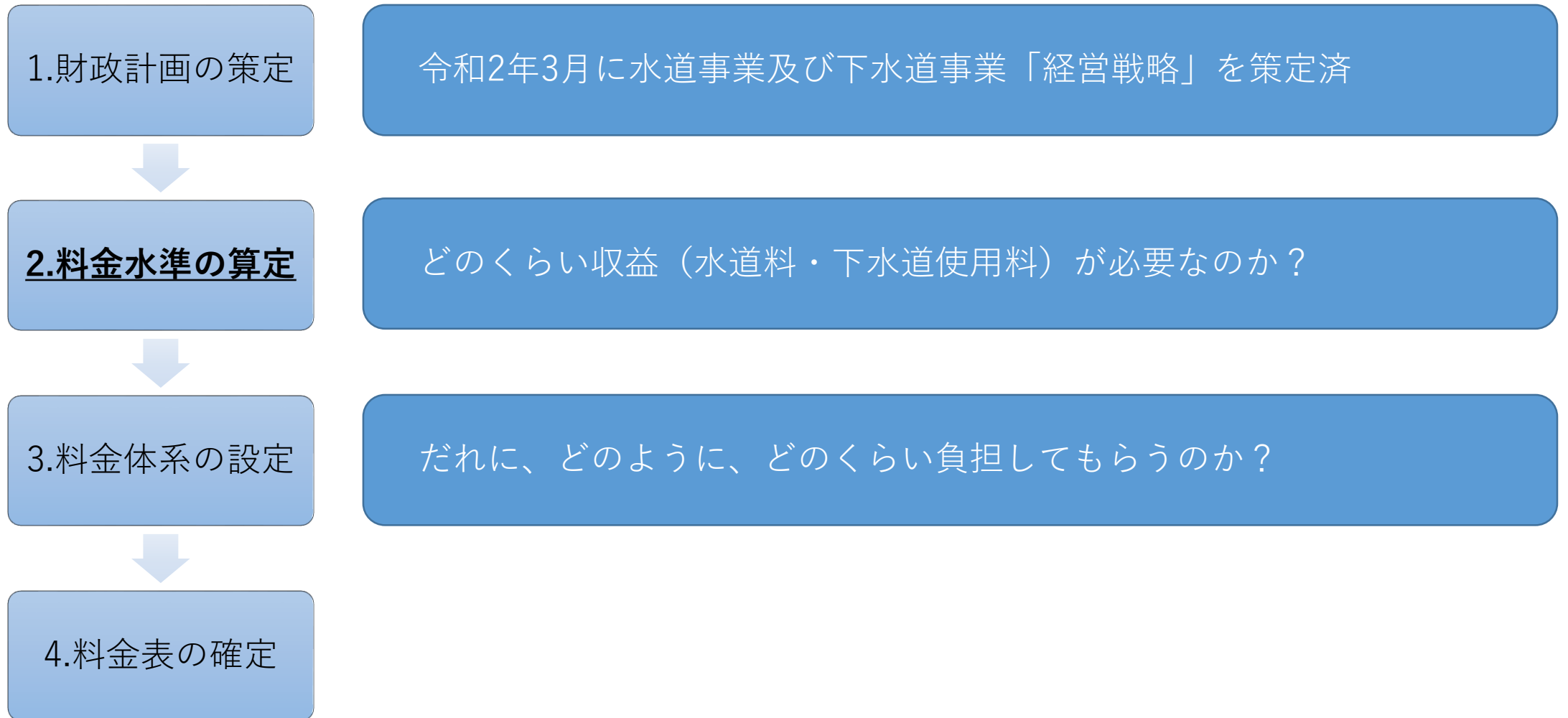
給水地区により
料金を設定する
地区別料金体系

目的により料金を
を設定する
用途別料金体系

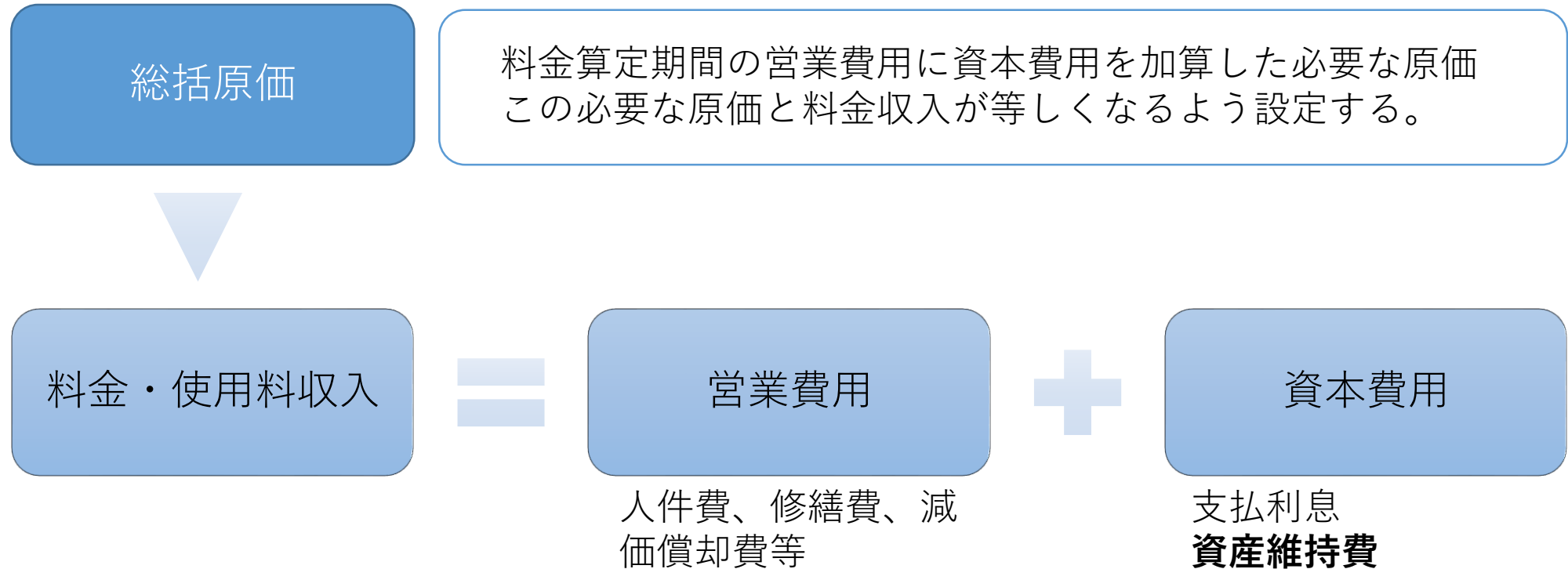
10m³まで定額と
なる
基本水量制

使用水量区分ごとに料金単価が高くなる
逦増（ていぞう）制料金

③料金・使用料算定の手順



④料金・使用料水準の算定方法



料金の算定期間は標準的な5年間とし、資産維持費（改修・更新などに必要となる費用）を含む総括原価方式により料金水準を決定します。

2.水道の料金水準の算定

①料金の算定期間

料金の算定期間は概ね3年～5年が基準となっています。

損益収支が悪化する見込みである令和7年度を含む、基準の年数である5年間とし、**令和5年度から令和9年度までの5年間**を料金算定期間とします。

(単位：千円)

年度	R5	R6	R7	R8	R9
単年度損益	59,835	37,289	-18,916	-32,989	-42,908
算定期間3年	3年平均 26,069千円				
算定期間4年	4年平均 11,305千円				
算定期間5年	5年平均 2,311千円				

第6水源浄水場の稼働と赤字予想となるR7を含める

②総括原価の算定（水道事業）（1）

資産維持費を償却資産の3%（標準）で試算した場合

損益収支が悪化する見込みである令和7年度を含む、基準の年数である5年間とし、**令和5年度から令和9年度までの5年間**を料金算定期間とします。総括原価に対し、給水収益は大幅に少ない状況となり、平均改定率がとても大きい。

（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	713,064	740,265	805,035	814,539	819,420	3,892,323
内資産維持費	199,606	224,340	222,880	221,085	218,998	1,086,909
給水収益	447,423	445,105	442,797	440,434	438,073	2,213,832
過不足額	-265,641	-295,160	-362,238	-374,105	-381,347	-1,678,491

平均改定率は約75.82%となります。

②総括原価の算定（水道事業）（2）

資産維持費を償却資産の1.5%（標準の半分）で試算した場合

資産維持費を総括原価へ算入すると、平均改定率がとても大きくなり、使用者に大きな影響を及ぼす。

（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	613,261	628,095	693,595	703,997	709,921	3,348,869
内資産維持費	99,803	112,170	111,440	110,543	109,499	543,455
給水収益	447,423	445,105	442,797	440,434	438,073	2,213,832
過不足額	-165,838	-182,990	-250,798	-263,563	-271,848	-1,135,037

平均改定率は約51.27%となります。

②総括原価の算定（水道事業）（3）

資産維持費を償却資産の **0%** で試算した場合

資産維持費を総括原価へ算入すると、使用者に大きな影響を及ぼすことから、経営の安定化のための最低限必要な資金を確保するため、**資産維持率を今回の料金改定へ算入しない**こととします。

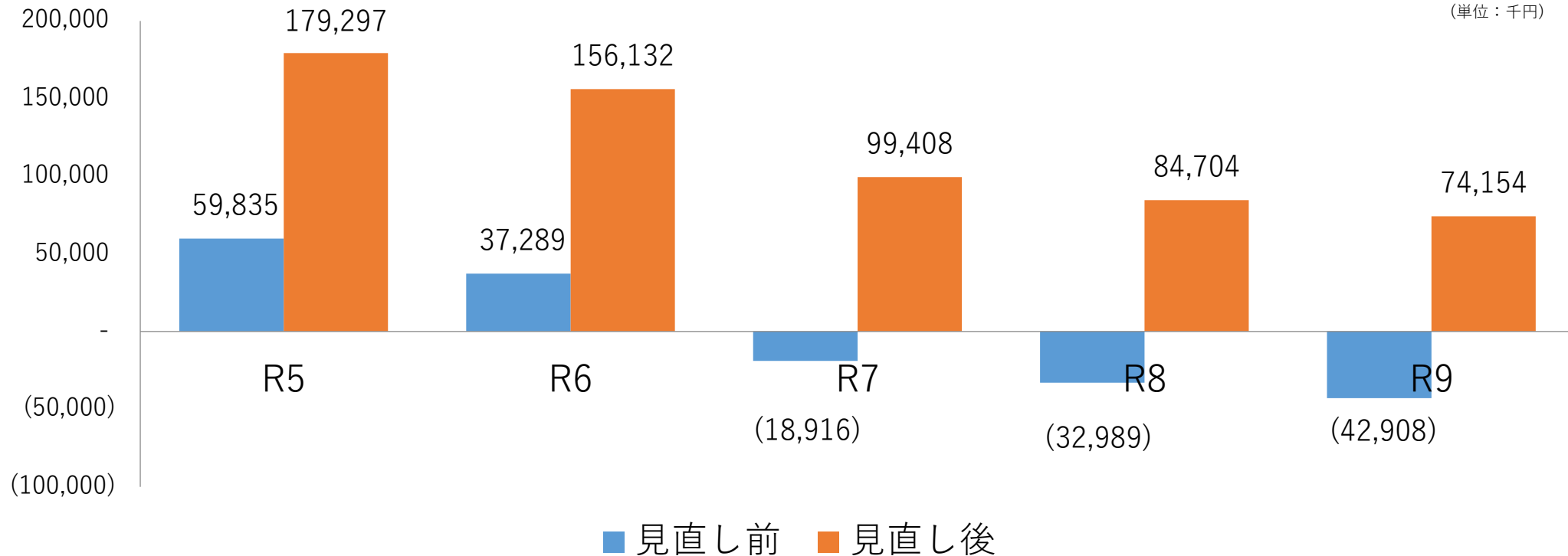
（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	513,458	515,925	582,155	593,454	600,422	2,805,414
内資産維持費	0	0	0	0	0	0
給水収益	447,423	445,105	442,797	440,434	438,073	2,213,832
過不足額	-66,035	-70,820	-139,358	-153,020	-162,349	-591,582

平均改定率は約26.72%となります。

②総括原価の算定（水道事業）（4）

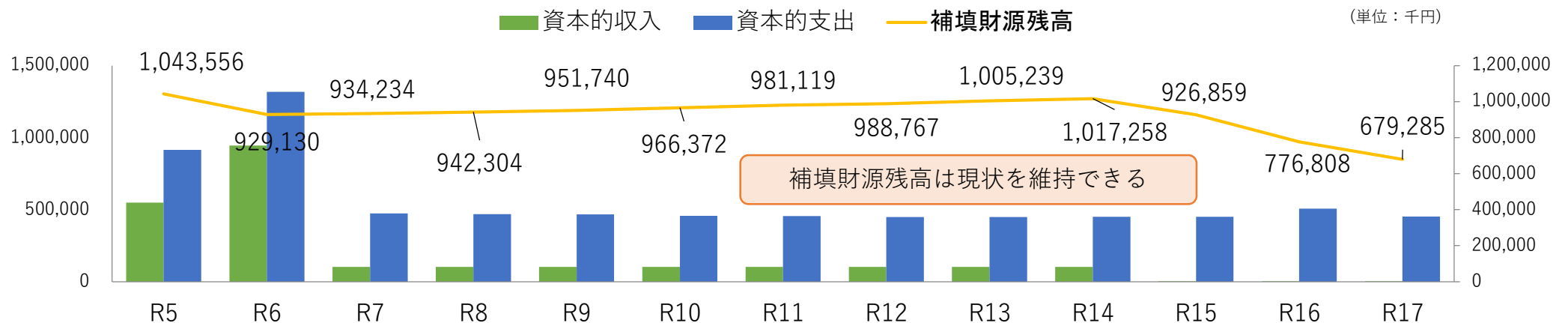
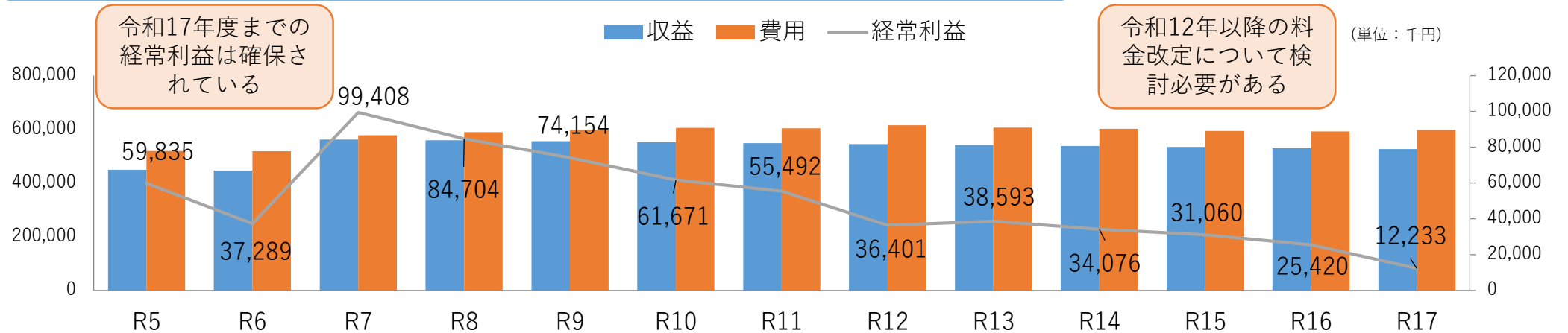
総括原価算定期間で料金を平均改定率26.72%で見直した場合の損益見通し



見直し後は、各年度の経常利益がプラスとなり、投資（更新等）に必要な最低限の総括原価が確保できると考えます。

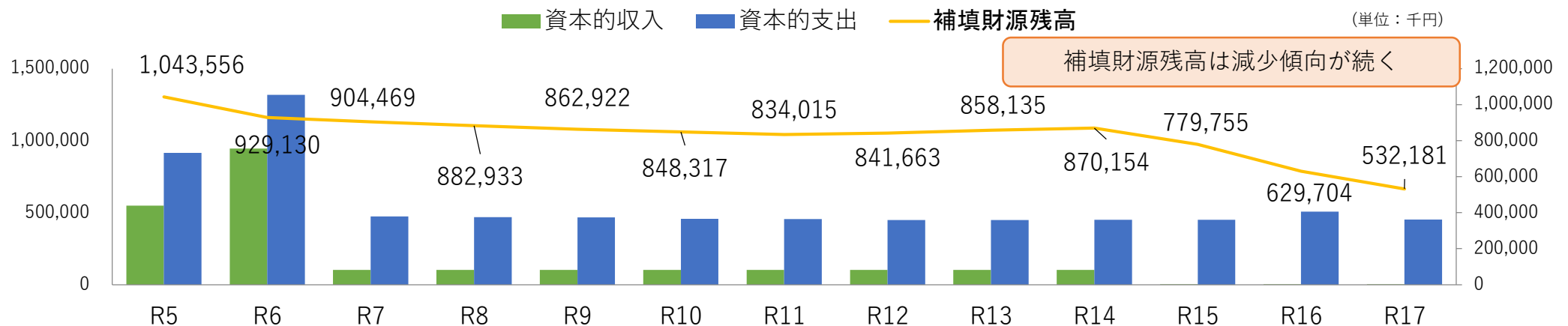
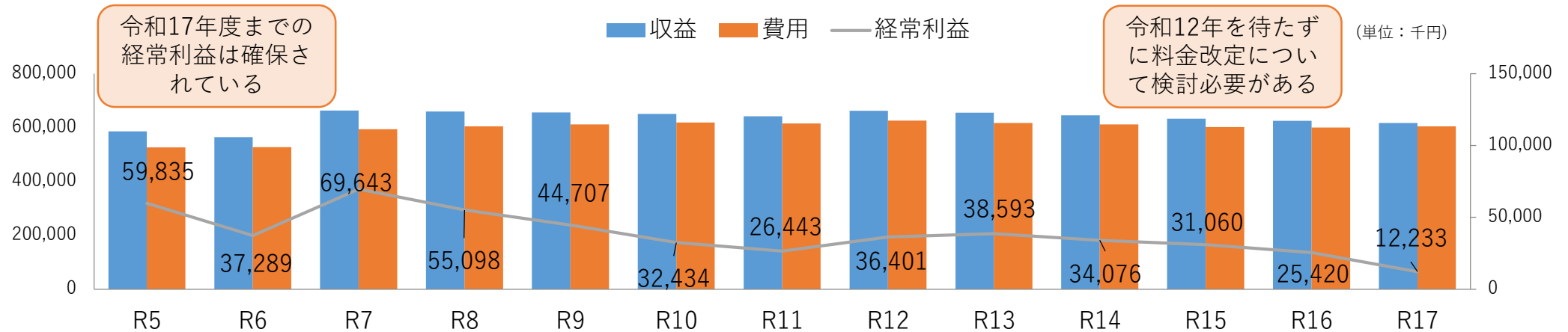
②水道事業の経営予測(1)

令和7年度に平均改定率26.72%で料金を見直した場合



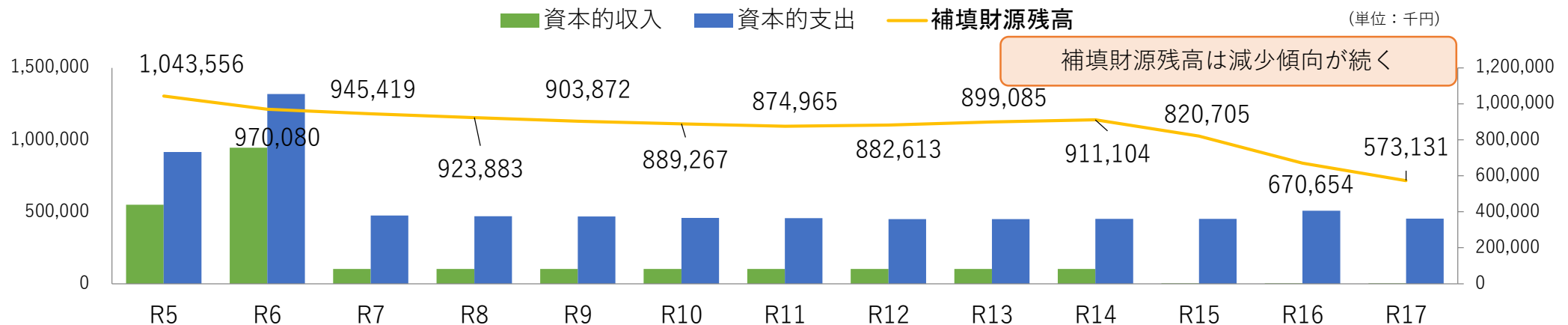
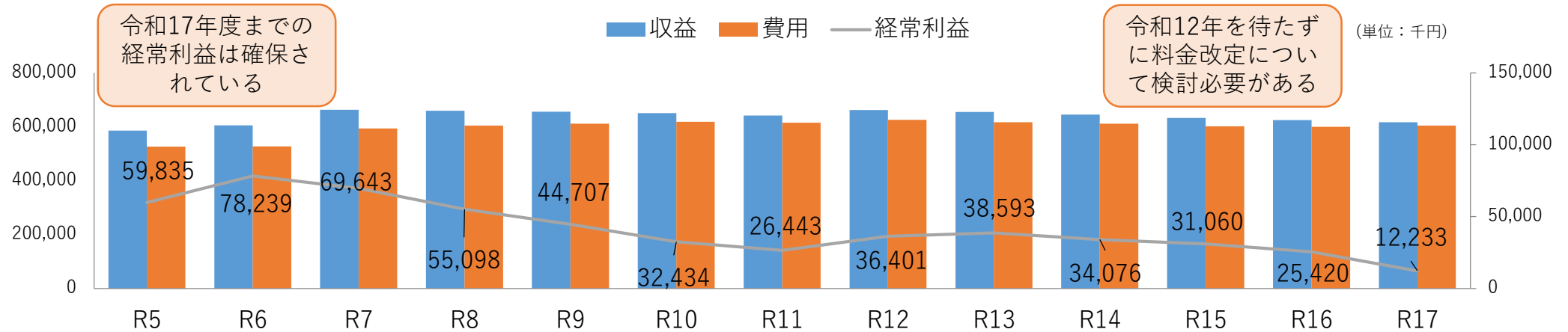
②水道事業の経営予測(2)

令和7年度に平均改定率20%、令和12年に6.7%で料金を見直した場合



②総括原価の算定（水道事業） ⑤

令和6年10月に平均改定率20%、令和12年に6.7%で料金を見直した場合



3.下水道の使用料水準の算定

①総括原価の算定（下水道事業）（1）

資産維持費を償却資産の3%（標準）で試算した場合

総括原価の算定期間は、基準の年数である5年間とし、令和5年度から令和9年度までの5年間を使用料算定期間とします。総括原価に対し、下水道使用料は大幅に少ない状況となり、平均改定率がとても大きい。

（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	742,319	732,957	845,337	916,861	901,792	4,139,266
内資産維持費	375,485	361,846	348,705	337,832	329,201	1,752,869
下水道使用料	529,034	526,466	523,897	521,273	518,648	2,619,318
過不足額	-213,285	-206,491	-321,440	-395,588	-383,144	-1,519,948

平均改定率は約58.03%となります。

①総括原価の算定（下水道事業）（2）

資産維持費を償却資産の1.5%（標準の半分）で試算した場合

資産維持費を総括原価へ算入すると、下水道使用料の改定も必要となり、使用者に大きな影響を及ぼす。

（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	554,577	552,134	670,985	747,945	737,191	3,262,832
内資産維持費	187,743	180,823	174,353	168,916	164,600	876,435
下水道使用料	529,034	526,466	523,897	521,273	518,648	2,619,318
過不足額	-25,543	-25,668	-147,088	-226,672	-218,543	-643,514

平均改定率は約24.57%となります。

①総括原価の算定（下水道事業）（3）

資産維持率を**標準の1.0%**で試算した場合

資産維持率を標準の3%とすると、下水道使用料の改定も必要となり使用者に大きな影響を及ぼすことから、最低限必要な資金を確保するため、資産維持率を1.0%とします。

（単位：千円）

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	491,996	491,860	612,867	691,640	682,325	2,970,688
内資産維持費	125,162	120,549	116,235	112,611	109,734	584,291
下水道使用料	529,034	526,466	523,897	521,273	518,648	2,619,318
過不足額	37,038	34,606	-88,970	-170,367	-163,677	-351,370

平均改定率は約13.41%となります。

①総括原価の算定（下水道事業）（4）

資産維持率を**標準の1.0%**で試算した場合

総括原価によると、下水道使用料の改定も必要となり、使用者に大きな影響を及ぼす、現行の一般会計補助金を維持することにより、現行の使用料を維持できると考えます。

(単位：千円)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	491,996	491,860	612,867	691,640	682,325	2,970,688
内資産維持費	125,162	120,549	116,235	112,611	109,734	584,291
下水道使用料	529,034	526,466	523,897	521,273	518,648	2,619,318
過不足額	37,038	34,606	-88,970	-170,367	-163,677	-351,370



年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
総括原価	491,996	491,860	402,867	381,640	372,325	2,140,688
内資産維持費	125,162	120,549	116,235	112,611	109,734	584,291
下水道使用料	529,034	526,466	523,897	521,273	518,648	2,619,318
過不足額	37,038	34,606	121,030	139,633	146,323	478,630

一般会計補助金を現行水準で維持することで**改定は不要**と考えます。

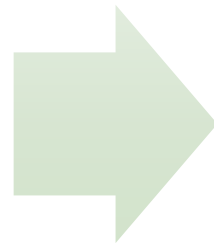
②水道料金と下水道使用料水準

水道事業は
令和7年度以降
資金不足



水道の料金は
平均改定率
約26.72%

下水道事業は
令和7年度以降
一時的な資金不足



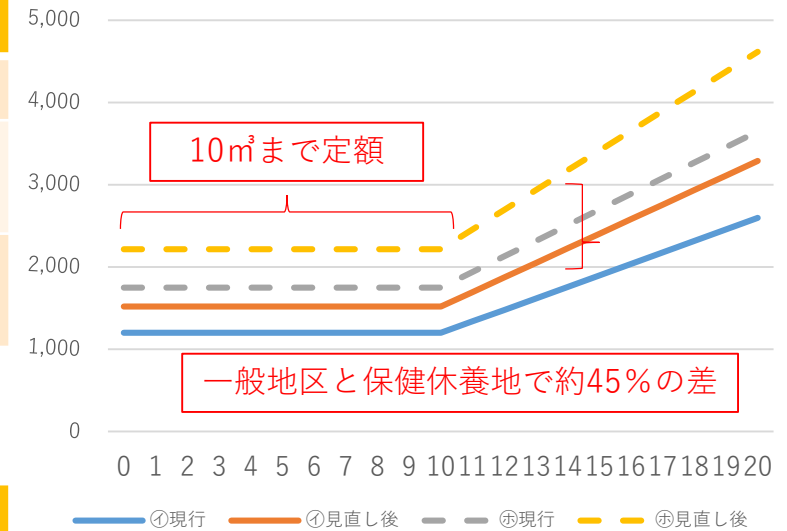
下水道の使用料は
平均改定率約13.41%必要であるが
現行の一般会計補助金を維持し改定は見送る
ストックマネジメント計画を策定し投資水準を見極めた上で使用料
の改定、一般会計からの補助金の見直しをすることとしたい

4.水道料金の体系見直しについて

4.水道料金の体系見直し

①現行料金を一律に約26.72%引き上げる場合

地区	用途	基本料金	超過料金		
			0~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~
一般	家事用 営業用①	1,200円	—	140.0円	160.0円
保健休養地	一般用 営業用①	1,750円	—	190.0円	



地区	用途	基本料金	超過料金		
			0~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~
一般	家事用 営業用①	1,520円 (+320円)	—	177.0円 (+37円)	202.0円 (+42円)
保健休養地	一般用 営業用①	2,217円 (+467円)	—	240.0円 (+50.0円)	

経営の安定化は望めるが、基本水量（10m³未満）と地区による不公平が解消されない。

※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。

4.水道料金の体系見直し

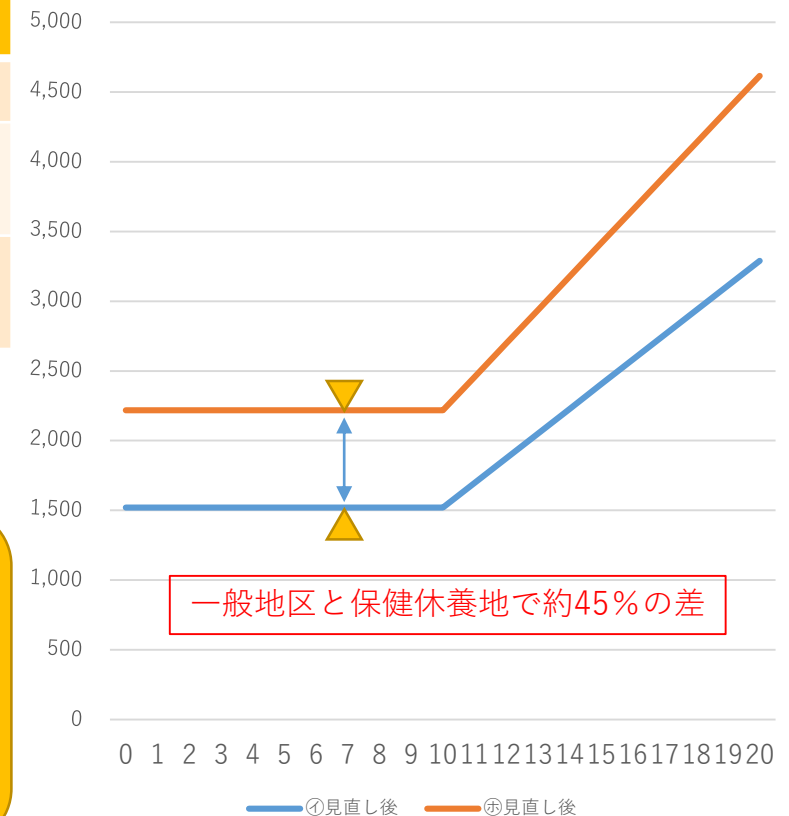
②地区別による料金体系の見直しの考え方

地区	用途	基本料金	超過料金		
			0～10m ³	11～20m ³	21m ³ ～
一般	家事用 営業用①	1,520円	—	177.0円	202.0円
保健休養地	一般用 営業用①	2,217円	—	240.0	



地区別の料金体系により、使用者が極端な料金の価格差とならないように配慮します。
 現行の価格差、約45%を広げないように配慮します。

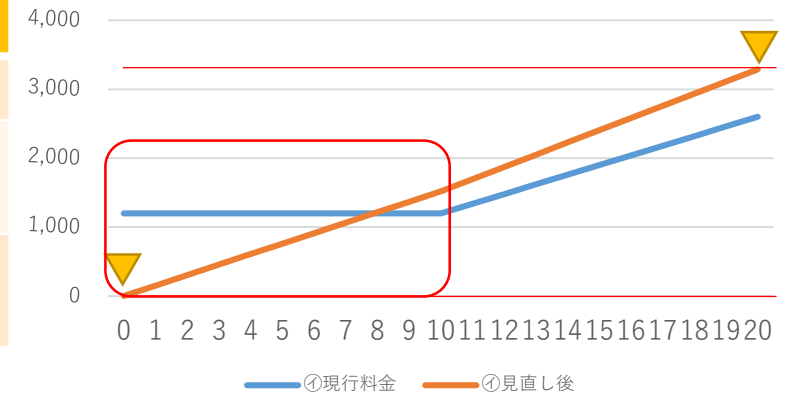
※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。



4.水道料金の体系見直し

③基本水量の見直しの考え方

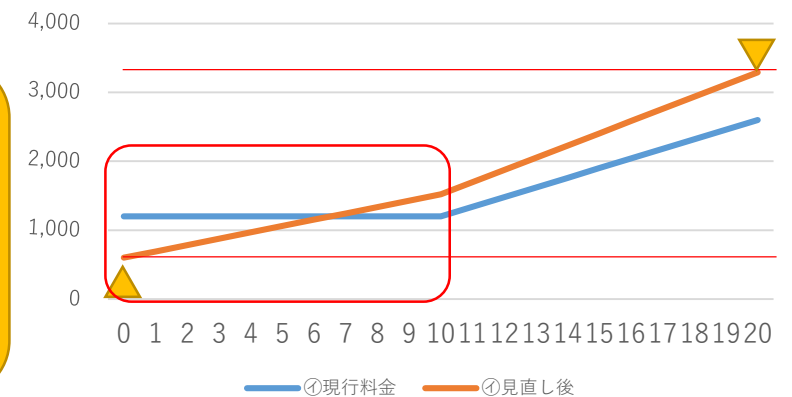
地区	用途	基本料金	超過料金		
			0~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~
一般		1,200円		140.0円	160.0円
		0円	152.0円	177.0円	202.0円



基本料金がなくなると、使用水量の変化の影響を受けやすく、経営が安定しないため、基本料金の割合を総括原価の約30%以上とし、従量料金を現行の11m³上からでなく1m³以上から設定します。

(現行の料金体系における基本料金の割合 = 33.5%)

※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。



4.水道料金の体系見直し

④逡増（ていぞう）度の考え方について

大口使用者にどれだけ多くの料金負担を求めているかを判断する目安



富士見町の逡増度は
最高単価：160.0円 ÷ 最低単価（120.0円） = 1.33



富士見町の逡増度は他の6市町村と同水準であることから
現行の逡増度を維持し、一部の使用者への負担増とならないように配慮します。

※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。

4.水道料金の体系見直し

⑤用途別料金体系から口径別料金体系の考え方について

水道の普及促進を重視し、家事用料金を抑えていた用途別料金体系から、客観的で合理的な視点から利用者に対して公平・公正に負担を求める口径別料金体系へ変更します。

口径別料金は、メーター器の口径の違いにより、水道施設や設備に与える負荷等の大きさにより、料金負担の配分がされます。

大口径の水道管を利用する大口使用者と、小口径の水道管を利用する一般家庭などの小口使用者との間で、利用実態に応じた、公平な料金設定が可能になります。メーター価格等に応じた基本料金の設定をしますが、一般家庭など小口使用者が極端な負担増とならないよう配慮します。

※料金を1か月の税抜き金額で記載しています。

5.まとめ

①まとめ（水道の料金水準、下水道の使用料水準）

水道の料金水準

経営の安定化のための最低限必要な資金を確保するため
水道の平均改定率は、**約26.72%**とします。

下水道の使用料水準

現行の一般会計補助金を維持することで
今回の下水道使用料の改定は**見送る**こととします



次回以降、料金体系・料金表を検討していきます。

お問い合わせ

本審議会資料に関する、ご意見・ご質問は下記へお問い合わせください。

富士見町上下水道課庶務経理係
電話：0266-62-9352
FAX：0266-62-7509
Mail：jyougesui@town.fujimi.lg.jp